

建築基準法第6条の3特定構造計算基準のうち確認審査が 比較的容易にできるものの審査の開始について

建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴い、平成27年6月1日より、建築物の計画が構造計算適合性判定が必要となる構造計算基準（以下「特定構造計算基準」という。）のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える建築主事等が審査する場合には、構造計算適合性判定を要しないこととなりました。（ルート2審査）

当センターでは、比較的容易である許容応力度等計算（ルート2計算）による確認申請について、国土交通省令で定める要件を備える確認検査員が審査しますので、平成27年6月1日以降に受付したもののから構造計算適合性判定は不要となります。

指定確認検査機関

岡山市北区蕃山町1番20号

倉敷市白楽町249番地の5

岡山県建築住宅センター(株)

本社 建築住宅部建築課

倉敷営業所 建築住宅部建築課

電話 086-227-3266

電話 086-426-5551